

大麻取締法のあり方にいそ問題あり

本年1月号より赤星榮志氏あかほしよしゆきによる「知っておきたい 世界各国の産業用ヘンプ」という連載を開始している。本誌ではかねてより産業用大麻生産の農業における可能性の大きさに注目し、これまでも特集や連載を行なってきた。その後、世界各国では大麻草生産の拡大とその産業的發展が急激に進んでおり、日本は大きく立ち遅れている。そうした状況を考え、赤星氏に再度、世界の産業用大麻生産の状況を報告していただくとともに、世界各国がそれぞれの国にもある大麻生産に対する法的規制をどう克服し、需要開拓にどのように取り組んできたかを紹介していく。

江刺の稲

「江刺の稲」とは、用排水路に手刺しされ、そのまま育った稲。まったく管理されていないこの稲が、手をかけて育てた畦の内側の稲より立派な成長を見せている。「江刺の稲」の存在は、我々に何を教えるのか。土と自然の不思議から農業と経営の可能性を考えたい。

我が国でも2012年に元北海道立北見農業試験場場長の菊地治己氏の呼びかけにより北海道産業用大麻（ヘンプ）普及推進ネットワーク（北海道ヘンプネット）が設立され、さらに14年8月に法人化して一般社団法人北海道産業用大麻協会（菊地治己代表理事）が発足している。それから道議会や道庁の支援を受け、道庁内に北海道産業用大麻可能性検討会が組織されるまでになった。また、活動の一環

として研究者免許を菊地氏とともに取得した東川町の（有）松家農園の松家源一氏が自身の農場内に平成27年より22aの栽培圃場で大麻草生産を開始した。遠軽町で栽培が認められて以来9年ぶりのことであった。その後も、菊地氏らは大麻生産先進地であるフランス、EU諸国への視察や国際会議出席を経て、昨年にはフランスより関係者を招いて東京と札幌市で日仏ヘンプ国際交流シンポジウムを開催するなど我が国での本格的な産業用大麻生産に向けた活動を続けてきた。

菊地氏らが我が国で大麻草生産に取り組もうとしているのは、薬用成分（THC）が0・3%以下の産業用大麻であり、この品種であれば嗜好のマリファナにすることができない。しかし、我が国の大麻取締法ではTHC濃度による大麻品種の区別がない。

そんな矢先、昨年7月に東川町の松家氏が北海道厚生局より大麻取締法違反で摘発された。その罪状は「大麻在庫虚偽報告」と「大麻所持違反」である。同氏は、一昨年の2月に農場内で脳挫傷を受ける事故に遭い、2日月間にわたる入院を余儀なくさ

れていた。前年の栽培残さを処理しきれないうちに事故に遭ってしまい、退院後もそれを気にしつつも遅れ遅れになってしまったということである。

大麻取締法では花蕾と葉の所持は禁止されており、同氏もそのことを承知していた。その事実は弁解の余地のないことであるが、大麻について一定の知識を持つ者であれば、矛盾を感じる。同氏が栽培していたのもともとより薬用成分が0・3%以下のものであり、仮にそれを濃縮したとしてもマリファナは作れないからだ。

松家氏の大麻取締法違反による摘発はこれまでの大麻生産推進活動にも大きな影響を与えるだろう。しかし、同氏の過誤は認めざるを得ないとしても、そもそも大麻取締法の運用のあり方への疑問も感じざるを得ない。産業用大麻は子実トウモロコシ同様、極めて栽培が容易であり、さまざまな産業用途があるだけでなく、その有機質量の多さから見ても現在の日本農業にとって価値ある作物だからである。

この原稿は、この事態に疑問を持つ遠軽町ヘンプ研究会（代表世話人・渡辺信吾氏）による厚生労働大臣に対する公開質問状をもとに書いたものである。